

令和 7 年度 特定非営利活動法人

# 船橋福祉相談協議会 事業計画（案）

## ◎ 事業概要

本協議会は、船橋市と「船橋市障害者（児）総合相談支援事業」についての委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協議会は、船橋市内に生活する障害者とその家族が一人ひとりの個性を尊重され、人としての尊厳を保障される地域社会を創り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的として活動する。

- § 設置主体 船橋市内障害関係 13 団体
- § 運営主体 NPO 法人 船橋福祉相談協議会
- § 所在地 千葉県船橋市海神 1-31-31 ジュネス海神 101
- § 電話 047-495-6777 ・ 402-6011
- § F A X 495-6776
- § ホームページ <http://flat-funabashi.com/>

## ◎ 構成会員（団体）

- 「社会福祉法人」 さざんか会・大久保学園・千葉県福祉援護会・あかね・
- 「NPO 法人」 障害者自立生活センター・船橋こころの福祉協会・  
ロンの家福祉会・ちばMDエコネット・みなと会
- 「障害者家族団体」 船橋市自閉症協会・船橋市手をつなぐ育成会・  
オアシス家族会・千葉発達障害児者親の会コスモ

## ◎ 事業内容

- ① 船橋市障害者（児）総合相談支援事業 の事業運営及び管理
- ② 障害者基幹相談支援センターの事業運営及び管理
  - a 総合相談・基幹相談支援「ふらっと船橋」
  - b 障害者虐待防止センター「はーぶ」
  - c 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業「F ぶらんにくぐ」
- ③ 障害福祉サービス分野におけるネットワークの充実（FAS-net）
- ④ 権利擁護
- ⑤ 船橋市自立支援協議会への意見答申
- ⑥ 広報誌「船橋福祉相談協議会ニュース」の発行（年 2 回程度）
- ⑦ 講演会、研修会等の企画（11 月頃を予定）
- ⑧ ピアカウンセリング等への支援
- ⑨ その他、本協議会の目的を達成する為に必要な事業

「障害者（児）総合相談支援事業」及び「船橋市障害者虐待防止センター事業」並びに「指定特定相談支援事業」・「障害児相談支援事業」の事業業務委託契約を結び、更なる事業強化にむけて取り組む。

# 令和7年度「障害者基幹相談支援センター」

## 障害者(児)総合相談支援・基幹相談支援

# ふらっと船橋 事業計画（案）

◎ 船橋市との「船橋市障害者（児）総合相談支援事業業務委託契約書」に従い下記事業を行う。

- § 設置主体 船橋市
- § 運営主体 NPO法人 船橋福祉相談協議会
- § 所在地 千葉県船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101
- § 電話 047-495-6777（相談用）・402-6011
- § F A X 495-6776
- § e-mail flat-funabashi@key.ocn.jp
- § ホームページ <http://flat-funabashi.com/>

◎ 基本方針（相談事業を展開するにあたり）

- ① 人は誰でも、「日々の暮らしの中で自分らしい生活を送りたい」という個人としての尊厳を守る。
- ② 相談には“ワンストップ”での対応を。
- ③ 相談者に伴走しながら理解や関係を深める。
- ④ 相談に対しては守秘義務の徹底を。（個人情報保護に関する法律に沿い）
- ⑤ 相談に対しては各関係機関との連携を用いながら解決方法を探る。
- ⑥ 公平性、公正性、透明性のある対応を。

上記に関する事項を基本に相談事業にあたる。

### a 事業内容

障害（以下身体・知的・精神・発達障害。高次脳機能障害や難病等含む）当事者とその家族の生活全般を含めた総合相談支援を行う。

#### 【障害者（児）総合相談支援事業】

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 社会資源を活用するための支援
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ 権利擁護のために必要な援助
- ⑤ 専門機関の紹介

### 【基幹相談支援センター事業】

- ① 障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的、専門的な相談支援を要する困難ケースの対応
- ② 障害福祉サービスを利用していない者（ひきこもり等）に対しての見守り、サービス調整
- ③ 地域の相談支援事業者に対する助言や相談援助
- ④ 相談支援に係る体制整備やコーディネート支援（FAS-net 事務局）
- ⑤ 地域の相談支援事業所や障害福祉課等を交えた事例検討会の開催
- ⑥ 「地域定着支援」対象者のサービス等利用計画のアセスメント実施
- ⑦ 地域の相談機関との連携強化
  - ア 他分野の支援機関等（学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援機関等）との連携及び、同機関への障害者理解促進のための研修実施
  - イ 就労希望のある障害者支援に向けて、相談支援事業所や就業・生活支援センターとの連携
  - ウ 船橋市自立支援協議会の事務局と共に協議内容、課題の検討及び、課題別専門部会への参加による、地域の課題共有
  - エ 重層的支援体制整備事業における障害福祉分野の専門機関として、他分野の機関等との連携を図る
- ⑧ 矯正施設等からの出所者に対し、地域移行・地域定着に向けた取り組み等、触法障害者への支援
- ⑨ 成年後見制度の利用支援、虐待の防止など、障害者の権利擁護に関する支援
- ⑩ 船橋市自立支援協議会、専門部会への参加及び意見発信等
- ⑪ 船橋型地域生活支援拠点システムへの積極的な参画

### b 各種会議

- ① **スタッフミーティング**  
：月 1 回（ふらっと船橋全職種参加。ケース共有等）
- ② **運営委員会**  
：月 1 回（行政、理事長、副理事長(代理)、はーぷ、ふらっと船橋(所長、主任、庶務参加)
- ③ **総合相談運営定例会**  
：月 1 回（行政、総合相談委託事業所、ふらっと船橋(所長)参加)
- ④ **ケース定例会**  
：月 1 回（行政、総合相談委託事業所、ふらっと船橋(全職種)参加)
- ⑤ **調整会議**  
：随時開催（本人、家族、支援機関等、ふらっと船橋(相談員)参加。支援の方向性について調整)
- ⑥ **移行支援会議**  
：特別支援学校毎に年 1 回（本人、家族、学校、支援機関等、ふらっと船橋(相談員)参加。卒業後の支援・役割の調整)

- ⑦ 千葉県中核地域生活支援センター例会  
：月 1 回（県内中核地域生活支援センター、ふらっと船橋(所長)参加)
  - ⑧ 船橋市地域生活支援拠点運営委員会
    - ・定例会：月 1 回（行政、拠点、ふらっと船橋(所長)参加）
    - ・運営委員会：年 3 回（行政、拠点、運営委員、ふらっと船橋(所長、担当相談員、庶務)参加）
  - ⑨ 千葉県内基幹相談支援センター連絡会  
（県内基幹相談支援センター、ふらっと船橋(所長)参加）
    - ・全体会：年 3 回（大会を含む）
    - ・東葛ブロック会議：年 3 回
  - ⑩ 船橋障害者相談支援事業所連絡協議会（FAS-net）例会  
：定期開催（行政、会員事業所、ふらっと船橋(所長、担当相談員、庶務)参加）
- ※ 他、行政主催会議への参加あり

#### c 広報活動、PR活動や啓発活動の実施

- ① パンフレット（相談者向け・事業所向け）の作成
- ② 地域活動サポートセンター内に掲示及びレターケースの借用設置
- ③ ホームページの更新・バージョンアップ（随時）
- ④ 広報誌「ふらっと.come！」発行（年間 6 回程度）  
行政制度説明、相談支援に関する情報提供、事業所情報、講演会・研修会案内、FAS-net 情報 等
- ⑤ ふらっと船橋の事業周知…関係機関等の訪問、来所 等
  - ・関係機関とのネットワーク強化
  - ・相談支援機関との相互理解

#### d 研修

各種外部研修の参加のみではなく内部研修及び勉強会等の取り組みによる質の向上に努める。（OJT・OFF-JT）

- ① 主催研修会
- ② 外部研修（講演会・研修会・講習会・勉強会等）への参加
- ③ 外部への講師・スタッフ派遣
- ④ 千葉県相談支援従事者研修（初任・現任・主任）

#### e その他、障害者福祉向上のために必要な事業及び提言等

- ① 船橋市自立支援協議会への参加  
本会、専門部会（権利擁護、障害児、就労支援、地域移行・福祉サービス）
- ② 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会、一般社団法人千葉県相談支援事業協会等への参加

#### f 苦情解決について

障害当事者並びにその家族等からの苦情に対して、「苦情解決のしくみ」に則り真摯に対応していく。

g 運営評価による自己点検

相談支援事業を実施する上で、自らその業務内容や相談方法等の質を見極めて、より向上にむけての指標とする。(障害福祉課からの評価も含む)

- ・毎年、自立支援協議会本会にて運営報告及び評価の実施

h 講演会・シンポジウム

【ふらっと船橋 事務局】

- ・令和7年秋頃開催(11月頃を予定)

第1部 講演会

第2部 シンポジウム

◎ 職員構成

単位：人

性別	所長	副所長	主任相談員	相談員	受付,相談	事務員	計
男性	1			1		1	3
女性			1	4	1		6
計	1		1	5	1	1	9

- ・取得資格： 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、公認心理師、臨床心理士、保育士、相談支援専門員
- ・取得免許： 幼稚園教諭、宅地建物取引士

令和7年度「障害者基幹相談支援センター」  
船橋市障害者虐待防止センター  
はーぷ 事業計画(案)

◎ 船橋市との「船橋市障害者虐待防止センター運営業務委託契約書」に従い下記事業を行う。

§ 設置主体	船橋市
§ 運営主体	NPO法人 船橋福祉相談協議会
§ 電話	047-401-8495
§ F A X	047-401-8496
§ e-mail	harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp
§ ホームページ	<a href="http://flat-funabashi.com/">http://flat-funabashi.com/</a>

◎ 基本方針

- ① 障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する「虐待防止・予防・早期発見」や「養護者に対する支援等」を行う。
- ② 個人情報保護に関する法律に従い遵守する。

a 事業内容

- ① 養護者、障害者施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
  - ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護等障害者・養護者への支援及び助言
  - ③ 障害者差別に係る初回の相談聞き取り、相談票の作成
  - ④ 障害者虐待防止、障害者・養護者支援及び障害者差別防止に関する広報、啓発活動
  - ⑤ 障害者虐待防止及び障害者差別防止の研修会企画
  - ⑥ 障害者虐待防止、権利擁護及び差別防止に関して開催される研修会・会議等への参加
  - ⑦ 障害者虐待に関する予防・早期発見及び緊急事案等に対応するため障害福祉施設利用に関するネットワーク作り
- 受理方法は、電話・文書・ファックス・メール等による。相談・支援等においては積極的に地域へ出向き、関係機関等と連携を図る

b 各種会議

- ① スタッフミーティング：随時
- ② ケース会議：随時
- ③ 運営委員会：月1回
- ④ 行政とのケース共有定例会：月1回
- ⑤ 調整会議：随時（支援の方向性について本人、家族、支援機関等と調整）
- ⑥ コアメンバー会議（随時）

### c 周知・啓発活動

- ① 虐待防止  
はーぷ君チラシ・みつ折りはーぷ君、知ろう防ごう障害者虐待リーフレットの配布、活用
- ② 障害者差別  
チラシ・パンフレットの作成、配布及び活用
- ③ 市内地区民生児童委員協議会へ協力要請

### d 地域との連携

- ① 市内の福祉施設、事業所等への訪問
- ② 千葉県条例「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき千葉県健康福祉部障害福祉課障害者計画推進室（船橋圏域）との連携
- ③ 地域資源の活用

### e 研修

- ① 各種研修会への積極的参加
- ② 外部への研修会企画・開催（基幹相談支援センターとして）
- ③ 県外視察等、障害者権利擁護に先進的な取り組みをしている機関との情報共有

### f 苦情解決について

障害当事者並びにその家族等からの苦情に対して、「苦情解決のしくみ」に則り真摯に対応していく。

### ◎ 職員構成：2名（相談員）

- ・取得資格：介護福祉士

令和7年度「障害者基幹相談支援センター」  
指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業  
Fぱらんにんぐ 事業計画(案)

- ◎ 船橋市福祉サービス部障害福祉課より「指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業」業務委託依頼を受け、契約書に従い下記事業を行う。(個人情報の保護に関する法律に従い遵守する)

§ 設置主体	船橋市
§ 運営主体	NPO法人 船橋福祉相談協議会
§ 所在地	千葉県船橋市海神1-31-31 シュネス海神101
§ 電話	047-404-6707
§ FAX	047-495-6776
§ e-mail	f-plan.funabashi@juno.ocn.ne.jp
§ ホームページ	<a href="http://flat-funabashi.com/">http://flat-funabashi.com/</a>

◎ 目的

指定特定相談支援並びに障害児相談支援事業所として、発注者(船橋市)の依頼に応じて早急にサービス等利用計画を作成する必要があるケースや、地域の相談支援事業所が抱えている困難ケースのサービス利用計画を作成することを目的とする。

また、登録緊急対応事業所としての「相談」の機能を担います。  
(船橋市地域生活支援拠点システム)

a 事業内容

- ① 指定特定相談支援事業サービス利用計画等作成
- ② 障害児相談支援事業サービス利用計画の作成

b 各種会議

- ① スタッフミーティング：月1回
- ② 運営委員会：月1回
- ③ ケース定例会：月1回
- ④ 個別支援会議、サービス担当者会議：随時

c 研修

各種外部研修の参加のみではなく内部研修及び勉強会等の取り組みによる質の向上に努める。(OJT・OFF-JT)

d 苦情解決について

障害当事者並びにその家族等からの苦情に対して、「苦情解決のしくみ」に則り真摯に対応していく。

e その他

- ◎ 職員構成 相談支援専門員 1名(研修終了者)